

株 主 各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 松 元 邦 夫

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時50分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階 「SYUN 一旬一」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第44期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社では、定款第16条の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujimaruken.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安の影響が実体経済に波及し、企業収益を圧迫するとともに、雇用調整の実施により個人消費が低迷するなど、景気は後退局面を迎えております。

パチンコホール業界におきましては、平成19年のパチンコ参加人口が前年比約210万人減少の1,450万人（(財)社会経済生産性本部「レジャー白書2008」）にとどまるなど、依然として減少傾向が継続しております。

このような環境のもと、各パチンコホールは、大手法人を中心とした新台入替による集客戦略のほか、手軽に安く遊べるタイプの遊技機や、低貸玉営業の拡大など、パチンコ遊技機を中心に置いた営業の確立に取り組み、これが広く定着しました。

遊技機業界におきましては、パチンコ遊技機では前年に引き続き、話題性の高い版權を採用した遊技機が主流となりましたが、特に年度の後半には、高水準の稼働が期待できる出玉性能の高いタイプのパチンコ遊技機に対する需要が高まりました。このような出玉性能を備えたタイプの販売台数が増加した反面、その他のタイプの販売台数につきましては、相対的に減少する傾向となりました。

パチスロ遊技機では、5号機移行後のパチスロファンの減少や稼働の低下に対応するため、パチンコホールではパチンコ遊技機の新台入替を重視した営業を強化したことから、市場全体の販売台数が低調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社は急速に変化する市場環境を踏まえ、年齢・性別を問わず、幅広いファン層に対応した「ヒト味違う」魅力あふれるゲーム性を追求することにより、販売台数の確保に努めてまいりました。

当事業年度の業績につきましては、パチンコ遊技機では6機種を市場投入し、販売は概ね順調に推移いたしました。

また、パチスロ遊技機では、「パチスロ アカギ」を発売し、厳しい市場環境のもとではありましたが、前事業年度を上回る販売台数を確保いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高568億39百万円（対前期比40.4%増）、営業利益81億55百万円（同132.2%増）、経常利益82億42百万円（同129.5%増）、当期純利益50億76百万円（同146.7%増）となりました。

事業の部門別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機事業）

パチンコ遊技機事業につきましては、「CR鞍馬天狗」（平成20年4月発売）、パチンコホールの注目度が高いタイプの遊技機としてタイムリーな発売となった「CRジュラシックパークMAX」（平成20年7月発売）、大型版權シリーズ機種第3弾「CR暴れん坊將軍3」（平成20年9月発売）、「CRテレーチューンズマイティマウス」シリーズ（平成20年10月発売）、恋愛映画をモチーフとした「CRゴースト ニューヨークの幻」シリーズ（平成20年11月発売）、「CR宇宙戦艦ヤマト2」シリーズ（平成21年3月発売）などを市場投入いたしました。

以上の結果、販売台数は194千台（対前期比33.1%増）、売上高は550億43百万円（同37.3%増）となりました。

（パチスロ遊技機事業）

パチスロ遊技機事業につきましては、麻雀漫画とのタイアップ機種「パチスロ アカギ」（平成20年9月発売）を市場投入し、販売台数は5千台（対前期比325.0%増）、売上高は17億96百万円（同346.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、19億96百万円となりました。

パチンコ遊技機事業では、新規金型の取得（17億69百万円）などであり、パチスロ遊技機事業では、新規金型の取得（4百万円）などがあります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第41期 (平成18年3月期)	第42期 (平成19年3月期)	第43期 (平成20年3月期)	第44期 (当事業年度) (平成21年3月期)
売上高 (百万円)	40,447	39,404	40,479	56,839
経常利益 (百万円)	8,554	7,148	3,591	8,242
当期純利益 (百万円)	5,572	4,302	2,058	5,076
1株当たり当期純利益 (円)	50,283.52	19,382.02	8,073.04	19,912.17
総資産 (百万円)	41,875	44,571	50,078	55,866
純資産 (百万円)	27,802	37,472	37,984	41,962
1株当たり純資産額 (円)	254,413.04	146,975.00	148,983.87	164,589.38

- (注) 1. 第42期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成18年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると次のとおりとなります。

区 分	第41期 (平成18年3月期)
1株当たり当期純利益 (円)	25,141.76
1株当たり純資産額 (円)	127,206.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
当社におきまして、重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

近年、各メーカーから発売される新機種の商品性は急速に高まっており、その中でも高水準の稼働が見込まれる遊技機が厳選され、パチンコホールに大量に導入される傾向が続いております。

当社といたしましては、販売台数および販売シェアの拡大に向けて、ファンの皆様から支持され、パチンコホールにとりましては集客の柱となりうるような、双方のニーズを捉えたヒット機種の創出を、最重点課題として取り組んでまいります。

また、商品性はもとより、お客様が安心して使用できる品質を備えた遊技機を提供することにより、当社製品に対する信頼性の向上と、品質ブランドの確立を実現できるものと考えております。

このような状況を踏まえ、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①安心してお客様に導入いただける品質ブランドの確立

パチンコホールにおいて長期間の稼働にも耐えうる優れた耐久性や、ファンの皆様に、長時間の遊技でも快適に楽しんでいただけるような機能性を高めることにより、当社製品に対する信頼性の向上に取り組んでまいります。

②「ヒト味違う」発想による商品力の向上

競合機種が集中する商戦におきましても、優位性を確保し、販売台数を伸ばすためには、ファンの皆様に魅了するポイントを捉え、遊技するたびに深みを感じるような演出・ゲーム性の構築が重要な要素となっております。このような商品性を実現するため、他社にはない、「ヒト味違う」発想に基づいた「ものづくり」を推進することにより、オリジナリティあふれる商品性を追求してまいります。

③業績計画の着実な達成

- a) 販売計画の必達
- b) 利益率の向上
- c) 開発計画の必達
- d) 瞬発力ある部材調達・生産体制の構築

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社は、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 本社及び事業所（平成21年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市中央区
名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
東京開発事業所	東京都千代田区
東京支店	東京都台東区
大阪支店	大阪府大阪市浪速区
札幌営業所	北海道札幌市白石区
青森営業所	青森県青森市
仙台営業所	宮城県仙台市若林区
千葉営業所	千葉県千葉市中央区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
横浜営業所	神奈川県横浜市中区
八王子営業所	東京都八王子市
静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
名古屋営業所	愛知県名古屋市市中村区
金沢営業所	石川県金沢市
京都営業所	京都府京都市伏見区
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
広島営業所	広島県広島市東区
高松営業所	香川県高松市
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
熊本営業所	熊本県熊本市
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
372名	5名増	34.7歳	7.3年

(注) 使用人数は就業人員（嘱託社員を含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 800,000株

(2) 発行済株式の総数 254,955株

(3) 株主数 6,747名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
松元邦夫	95,560株	37.48%
松元正夫	65,626株	25.74%
釣谷香揚子	24,280株	9.52%
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,110株	2.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,496株	1.37%
藤商事従業員持株会	2,892株	1.13%
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	2,865株	1.12%
松元恵子	2,600株	1.02%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,466株	0.58%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,262株	0.49%

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当または他の法人等の代表状況等
松 元 邦 夫	代表取締役社長	
松 元 正 夫	取締役副社長	
井 上 孝 司	専務取締役	経営企画室兼企画部担当
永 田 和 政	常務取締役	回胴事業部担当兼営業本部長
松 元 恵 子	取締役	内部監査室担当
辻 田 隆	取締役	開発製造本部長
坪 本 浩 一 郎	取締役	公認会計士
近 藤 邦 博	常勤監査役	
堀 弘 二	監査役	弁護士
川 添 嗣 夫	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役 坪本浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 堀 弘二氏および監査役 川添嗣夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 川添嗣夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 執行役員 の 状 況
常務取締役 永田和政および取締役 辻田 隆は、上席執行役員を兼務しております。

なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	桜井健一	管理本部長
執行役員	渡辺勝治	回胴事業部長
執行役員	羽山敏隆	開発製造本部副本部長
執行役員	米田勝己	企画部長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	555百万円 (5)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	24 (10)
合 計	10	579

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

4. 支給額には、以下のものも含まれております。

①平成21年6月25日開催予定の第44回定時株主総会において付議いたします役員賞与

取締役 6名 180百万円

②役員退職慰労引当金繰入額

取締役 7名 15百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）

監査役 3名 0百万円（うち社外監査役 2名 0百万円）

5. 平成20年6月26日開催の第43回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

取締役 7名 709百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）

監査役 3名 5百万円（うち社外監査役 2名 1百万円）

（各金額には、上記4.②および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役75百万円（うち社外取締役分0百万円）、監査役分1百万円（うち社外監査役分0百万円）が含まれております。）

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	坪 本 浩 一 郎	当事業年度開催の取締役会23回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	堀 弘 二	当事業年度開催の取締役会23回のうち18回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会22回のうち19回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	川 添 嗣 夫	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会22回のうち21回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
- ② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社は、担当取締役のもと内部監査室を設置し、内部監査室が定期的
に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。

- ② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。
- ② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な関係会社について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。

- ② 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
- ③ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
- ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。
- ④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。
- ② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ① 当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。
- ② 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	41,307	流動負債	12,512
現金及び預金	26,190	買掛金	6,978
受取手形	1,878	未払金	1,439
売掛金	5,065	未払費用	151
有価証券	2,101	未払法人税等	2,785
製品	123	未払消費税等	389
原材料及び貯蔵品	3,546	賞与引当金	460
前渡金	1,301	役員賞与引当金	180
繰延税金資産	714	その他	127
その他	424	固定負債	1,391
貸倒引当金	△40	退職給付引当金	623
固定資産	14,559	長期未払金	714
有形固定資産	9,417	その他	53
建物	2,499	負債合計	13,903
構築物	63	【純資産の部】	
機械及び装置	1,120	株主資本	41,966
車両運搬具	11	資本金	3,281
工具器具備品	1,317	資本剰余金	3,258
土地	4,363	資本準備金	3,228
建設仮勘定	41	その他資本剰余金	30
無形固定資産	188	利益剰余金	35,426
ソフトウェア	157	利益準備金	14
その他	31	その他利益剰余金	35,412
投資その他の資産	4,952	固定資産圧縮積立金	6
投資有価証券	1,518	別途積立金	26,800
関係会社株式	14	繰越利益剰余金	8,605
出資金	22	評価・換算差額等	△3
長期前払費用	2,571	その他有価証券評価差額金	△3
繰延税金資産	555	純資産合計	41,962
その他	297	負債・純資産合計	55,866
貸倒引当金	△26		
資産合計	55,866		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		56,839
売 上 原 価		33,651
売 上 総 利 益		23,188
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,033
営 業 利 益		8,155
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	6	
有 価 証 券 利 息	23	
貸 貸 収 入	82	
そ の 他	59	174
営 業 外 費 用		
貸 貸 収 入 原 価	24	
シンジケートローン手数料	49	
そ の 他	12	87
経 常 利 益		8,242
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	28	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	21	21
税 引 前 当 期 純 利 益		8,252
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,458	
法 人 税 等 調 整 額	△282	3,175
当 期 純 利 益		5,076

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ 本 の 剰 余 資 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮 積立金	別 積 立 金	塗 金
平成20年3月31日 残高	3,281	3,228	30	3,258	14	6	26,800
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
平成21年3月31日 残高	3,281	3,228	30	3,258	14	6	26,800

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
	繰越利益剰余金					
平成20年3月31日 残高	4,612	31,433	37,973	10	10	37,984
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△1,083	△1,083	△1,083			△1,083
当期純利益	5,076	5,076	5,076			5,076
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）				△14	△14	△14
事業年度中の変動額合計	3,993	3,993	3,993	△14	△14	3,978
平成21年3月31日 残高	8,605	35,426	41,966	△3	△3	41,962

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ①満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ②子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|---------|--|
| ①製品・原材料 | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ②貯蔵品 | 先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
（会計方針の変更）
当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…

- | | |
|--|---------|
| 定率法 | |
| ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 | |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 | |
| 建物 | 13年～47年 |
| 機械及び装置 | 4年～10年 |
| 工具器具備品 | 2年～20年 |

(追加情報)

平成20年度の税制改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械及び装置の耐用年数を4年～15年から4年～10年に変更しております。

これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ290百万円減少し、当期純利益は169百万円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・

定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・・・

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・・・

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金・・・・・・・・・・・・・・・・

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金・・・・・・・・・・・・・・・・

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生の翌事業年度で一括費用処理することとしております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計処理の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する

会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ただし、当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引が発生しなかったため、損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,364百万円
(3) 保証債務残高	59百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	150百万円
短期金銭債務	12百万円

損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
(2) 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高の総額	732百万円
② 営業取引以外の取引による取引高の総額	5百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	254,955株	一株	一株	254,955株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 平成20年6月26日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 573百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 2,250円
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月27日

ロ. 平成20年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 509百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 2,000円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月8日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成21年6月25日開催予定の第44回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 637百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 2,500円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月26日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	217百万円
たな卸資産評価損	179百万円
賞与引当金	183百万円
貸倒引当金	19百万円
長期前払費用償却	102百万円
土地評価損	22百万円
会員権評価損	24百万円
減損損失	22百万円
退職給付引当金	248百万円
長期未払金	285百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円
その他	34百万円
小計	1,343百万円
評価性引当額	△70百万円
合計	1,273百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△4百万円
小計	△4百万円
繰延税金資産の純額	1,269百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額、未経過リース料相当額 当事業年度においてリース期間が満了となったため、該当事項はありません。
- (2) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項
- | | |
|----------|------|
| 支払リース料 | 8百万円 |
| 減価償却費相当額 | 7百万円 |
| 支払利息相当額 | 0百万円 |

持分法損益等に関する注記

当社では、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいものとして記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	164,589円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	19,912円17銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

株式会社藤商事

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋正紀	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木健次	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月21日

株 式 会 社 藤 商 事 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 近 藤 邦 博 (印)

社 外 監 査 役 堀 弘 二 (印)

社 外 監 査 役 川 添 嗣 夫 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、継続した配当を基本方針としつつ、経営成績および配当性向等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2,500円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は637,387,500円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき4,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,200,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するなど、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第8条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>（株主名簿管理人）</u></p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（株主名簿管理人）</u></p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第33条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第32条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤の強化および社外取締役の充実をはかるため、取締役を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 株式の数
川添 嗣夫 (昭和24年6月16日生)	昭和52年12月 中小企業診断士登録 昭和59年12月 税理士登録 昭和62年4月 川添税理士・企業診断士事務所開設 (現任) 昭和63年4月 (有)ビジネスサポート代表取締役 (現任) 平成16年6月 当社監査役 (現任)	20株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 川添嗣夫氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 川添嗣夫氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として税務の専門家であり、また、中小企業診断士としての多数の企業に対する経営指導の実績や幅広い見識を当社の経営に活かしていただき、当社の経営全般に的確な助言をいただきたく選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役川添嗣夫氏は辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 株式の数
川西 耕司 (昭和24年2月4日生)	昭和47年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 平成14年1月 同行南船場支店長 平成15年9月 みずほスタッフ(株)上席執行役員関西支 社長 平成21年6月 同社退社	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 川西耕司氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 川西耕司氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は金融機関出身であり、その専門知識と幅広い見識を当社の監査に反映していただきたく選任するものであります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名に対し、当事業年度の業績およびその他諸般の事情を勘案して、役員賞与を総額180百万円支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

以 上

